

1-(4) 子どもたちの健康と体力づくりを進めます

重点項目13 学校体育の充実**【目標】**

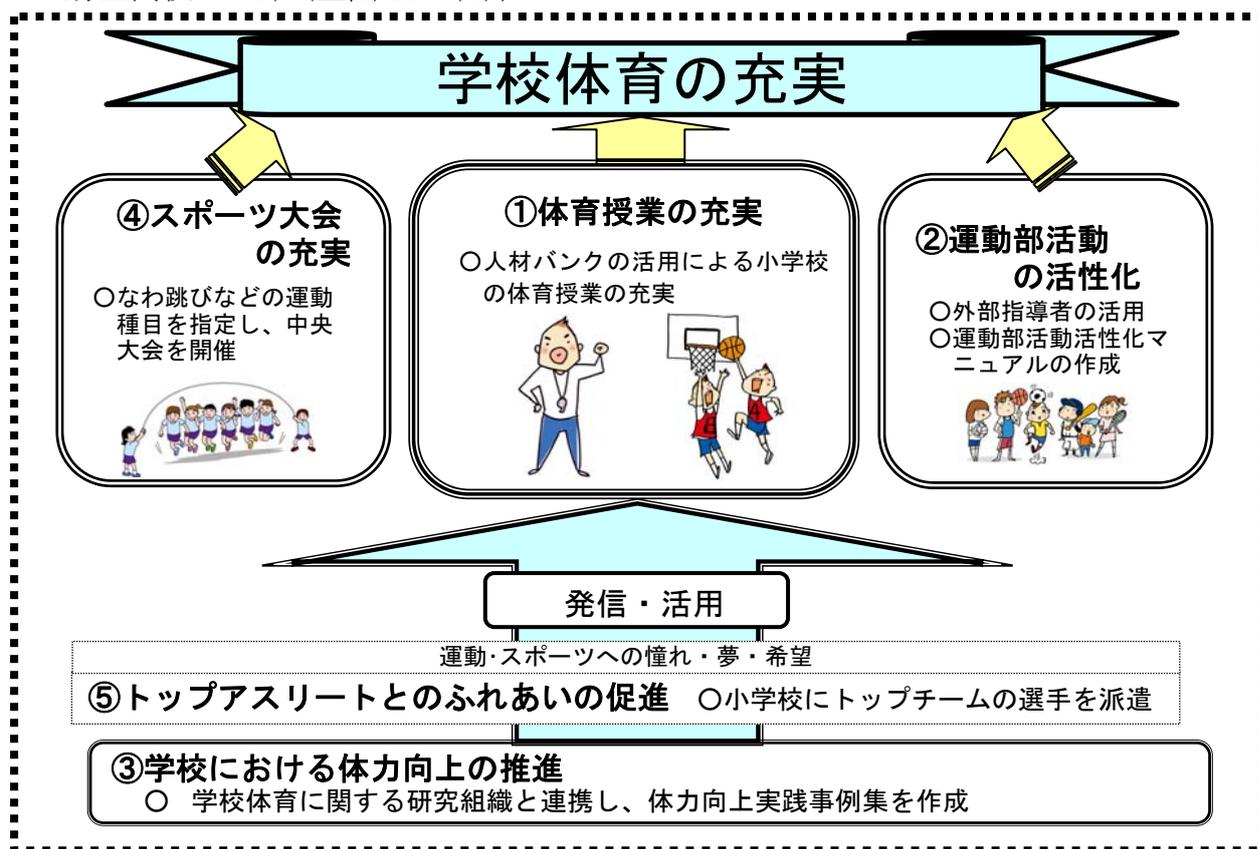
- ・「体力・運動能力調査」^{注1}における以下の項目について、全国平均を上回る。

■平成19年度大阪府・全国平均

<全国平均と比較し極めて下回っている項目>

項目	小学校(5年生)				中学校(2年生)			
	男子		女子		男子		女子	
	府	全国	府	全国	府	全国	府	全国
反復横跳び(回)	37.97	42.10	35.55	39.23	48.58	51.33	42.56	45.45
20mシャトルラン(回)	46.08	50.95	34.82	40.18	80.30	87.47	52.45	59.81
50m走(秒)	9.37	9.28	9.71	9.61	8.31	7.94	9.04	8.79

- ・運動部入部率を全国平均まで高める。(H19: 中学校 64.8% (全国 65.0%)、H19: 府立高校 33.2% (全国 42.7%))



※注1【体力・運動能力調査】文部科学省が、昭和39年から、国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導と、行政上の基礎資料を得るために実施している調査。抽出調査で、調査内容は、小・中・高校では、握力・反復横跳び・50m走など8項目の「体カテスト」と身長などの体格測定で、年齢別・学校段階別に毎年10月の体育の日頃に結果を公表している。

なお、「体カテスト」については、「体力・運動能力調査」と平成20年度から始まった「全国・体力運動能力、運動習慣等調査」があるが、目標設定においては、全学年を対象とした前者を指標として使用。

①体育授業の充実

《事業概要》

体育授業の充実を図るため、「人材バンク」を整備し、体育専門学生などを小学校の体育授業等に派遣し、子どもの運動意欲及び運動能力を高める。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
—	人材バンクの活用による小学校の体育授業の充実

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
小学校の体育授業の充実				
—————▶				

②運動部活動の活性化

《事業概要》

学校や生徒のニーズに応じ、高い専門性を持った運動部活動外部指導者を派遣するとともに、運動部活動活性化マニュアルを作成し、その活用を通して運動部の活性化を図る。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
府立高校からの派遣申込の 92.1%に派遣 19 市町へ派遣	希望する府立高校や市町村に派遣

現 状	平成 23 年度～
—	運動部活動活性化マニュアルを全中・高・支援学校において共有化

《スケジュール》

○運動部活動外部指導者の派遣

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
希望する府立高校・市町村に派遣				
—————▶				

○運動部活動活性化マニュアルの作成

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
作成に向けた研究・編集		全中・高・支援学校に配付・活用		
-----▶		—————▶		

③学校における体力向上の推進

《事業概要》

学校現場に即した体力向上に関する実践事例集を作成し、その内容を全小・中・高・支援学校に周知する。

《事業目標》

現 状	平成23年度～
—	実践事例を全小・中・高・支援学校において共有化

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
事例集作成に向けた研究・編集		事例集を全小・中・高・支援学校に配付・活用		
-----▶		————▶		

④スポーツ大会の充実

《事業概要》

小学生の体力を向上させるために、瞬発力・持久力等を高めるための運動種目（縄跳び等）を指定し、各学校で取り組むとともに、発表の場として中央大会を開催する。

《事業目標》

現 状	平成25年度
21市町村からの大会参加	全市町村（政令市含む）からの大会参加

現 状	平成21年度～
現種目：ジャンプアップ大会（大縄跳び等） ドッジボール大会	新たな種目による大会実施

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
参加市町村の拡充				全市町村（政令市含む）からの大会参加
————▶				
新たな種目による大会実施				
————▶				

⑤ トップアスリートとのふれあいの促進

《事業概要》

小学校に在阪のトップチームの選手・指導者(プロ含む)を派遣し、子どもたちとのふれあいを通じて、子ども、保護者、そして社会全体の運動・教育に関する意識を高めるとともに、子どもたちの夢やあこがれをはぐくむ。今後、中学校への派遣についても検討していく。

【トップアスリート小学校ふれあい事業】

関係部局と連携し、野球、サッカー、バスケットボールなどのトップチームの選手(プロ含む)を小学校に派遣し、トップ技術の披露、子どもとのキャッチボール、体験談の講演等を通じて、子ども、保護者、社会全体の意識を高める。

○3つの目的

①子どもの意識を高める

トップアスリートとの直接的なふれあいを通じて、子どもたちがスポーツの素晴らしさや感動を共有し、また夢や希望を抱き、運動・スポーツに親しむ態度や習慣を身に付ける。

②保護者の意識を高める

保護者も参加することで、子どもと一緒に運動する機会をふやす。

③社会全体の意識を高める

トップアスリートが教育へ積極的に参画することをきっかけに、社会全体で教育に取り組む機運を醸成する。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
事業の試行実施 小学校 8 校程度 3 種目、4 チーム (野球、サッカー、バスケットボール)	事業の本格実施 派遣校の拡充 種目・協力チームの拡充

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
40 校にて実施 5 種目 (野球、サッカー、 バスケットボール、バレーボール、ラグビー)	事業の拡充			



重点項目14 学校・家庭・地域における健康・体力づくり

【目標】

- ・家庭・地域の協力を得て、基本的な生活習慣の指標である「全国学力・学習状況調査」における以下の項目について、全国平均を上回る。

(平成20年度)	小学校(6年生)		中学校(3年生)	
	府	全国	府	全国
7時より前に起床	49.1%	75.0%	34.4%	65.1%
小学校22時・中学校23時より前に就寝	29.1%	41.4%	18.9%	29.4%
毎日朝食をとる	81.9%	87.1%	73.4%	81.1%

学校・家庭・地域における健康・体力づくり

意識改革と基本的な生活習慣の確立

①保護者と連携した基本的な生活習慣確立のための情報提供の推進

- 体力の重要性の認知
- 子どもと保護者が身体活動を行う機会の促進
- 「全国学力・学習状況調査」の生活習慣に関する結果の周知



②健康教育・健康相談の充実

- 保護者・学校医・学校歯科医・学校薬剤師・養護教諭等による学校保健委員会の開催



①保護者と連携した基本的な生活習慣確立のための情報提供の推進

《事業概要》

健康3原則(調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠)に関するポータルサイト、ニュースレター等を作成し、保護者へ情報を発信することで、朝食をとること、子どもと保護者が一緒に運動すること、早寝早起きすることなど、基本的な生活習慣の改善や健康・体力づくりに関する保護者の意識改革を図る。あわせて基本的な生活習慣の確立が落ち着いた学習環境づくり、学習活動への意欲・姿勢の醸成、子どもの学力向上につながることを周知する。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
—	ポータルサイト年間アクセス数 20 万件 ニュースレターを年 4 回配信

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
ポータルサイト等の検討 — — — →	ポータルサイトの設置、運営とニュースレターの配信 —————→			

②健康教育・健康相談の充実

《事業概要》

児童生徒が生涯にわたり健康で安全に生活できる資質や能力を身に付けることができるよう、保護者対象の講演会等へ医師等の専門家を派遣する。また、全ての学校で学校保健委員会^{注1}を設置するとともに活性化を図り、学校での健康教育及び健康相談を充実させる。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
保護者対象の講演会等へ専門家を年50回派遣	必要に応じて専門家を派遣

現 状	平成23年度
学校保健委員会設置状況(H19、政令市立除く)	・全小・中・高・支援学校において、学校保健委員会を開催
小学校 47.0%	・年間計画に基づき学校保健委員会を開催
中学校 45.6%	・保護者対象の講演会等を実施
公立高校 78.7%	
公立支援学校 92.6%	

《スケジュール》

○専門家の派遣

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
必要に応じて専門家を派遣				
➔				

○学校保健委員会の活性化

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
学校保健委員会の設置促進		全小・中・高・支援学校で設置・活性化		
➔		➔		

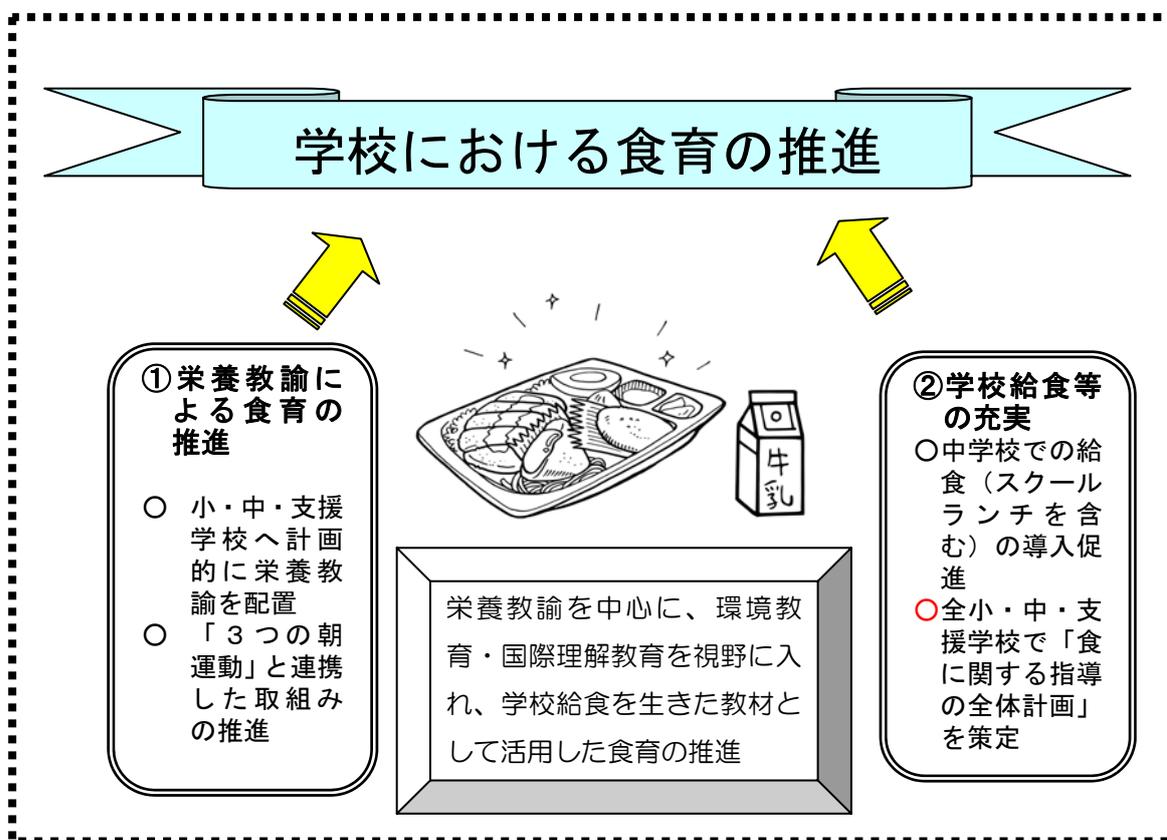
※注1【学校保健委員会】学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省(当時)の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置づけられている。学校保健委員会の開催により、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化が望まれている。

重点項目15 学校における食育の推進

【目標】

- ・「全国学力・学習状況調査」における「毎日朝食をとる」の項目について、全国平均を上回る。

(平成20年度)	小学校(6年生)		中学校(3年生)	
	府	全国	府	全国
毎日朝食をとる	81.9%	87.1%	73.4%	81.1%



①栄養教諭による食育の推進

《事業概要》

児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、栄養教諭^{注1}の配置により、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行い、学校における食育を推進する。あわせて「3つの朝運動」(重点事項26②参照)の取組みとの連携を図る。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
小・中・支援学校に139名の栄養教諭を配置	小・中・支援学校へ計画的に栄養教諭を配置

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
計画的な栄養教諭の配置				
→				

※注1【栄養教諭】食に関する子どもの健康問題の深刻化に伴い、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員として、平成16年度に栄養教諭制度が創設された。栄養教諭は、学校における食育の推進の要として重要な役割を担っている。

②学校給食等の充実

《事業概要》

学校における食育は、給食の時間を中心に、学校教育活動全体を通して体系的に行うことが必要であるため、小・中・支援学校における「食に関する指導の全体計画^{注1}」の策定を促進するとともに、関係教職員が連携し食育を推進する。また、地元農産物を教材として、食や農業に関する理解を深めたり、環境教育・国際理解教育など様々な観点を取り入れた食育を推進するために、中学校に学校給食等（スクールランチ含む）の導入を進める。

【スクールランチについて】

中学校における学校給食等の実施率を向上し、食育を推進するため、平成21年度から導入支援を行う、栄養バランス、衛生管理等の面で学校給食に極めて近い昼食のこと。平成20年度に、保護者、市町村教育委員会、給食業者などからなる「大阪府公立中学校スクールランチ等推進協議会」を立ち上げ、持続可能なスクールランチ等の実施方法等について検討しており、平成21年度からの円滑な市町村支援につなげる。

《事業目標》

現 状	平成24年度～
「食に関する指導の全体計画」の策定率 (H20.3月)	全小・中・支援学校で「食に関する指導の全体計画」に基づいた食育を推進
小学校（政令市含む） 70.5%	
中学校（政令市含む） 26.4%	
府立支援学校 57.1%	
中学校での学校給食実施率（政令市含む） 7.7%	全中学校で学校給食等（スクールランチ含む）の実施

《スケジュール》

○「食に関する指導の全体計画」による食育の推進

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
小・中・支援学校での「食に関する指導の全体計画」の策定促進			全小・中・支援学校で「食に関する指導の全体計画」を策定	
→			→	

○学校給食等（スクールランチ含む）の充実

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
希望する中学校で段階的に学校給食等（スクールランチ含む）の実施促進			全中学校での給食等（スクールランチ含む）の実施	
→			→	

※注1【食に関する指導の全体計画】学校における食育を推進するには、組織的・計画的に教育活動を展開することが重要であることから、各学校において食に関する指導の目標を設定し、その具現化に向けて食に関する指導の全体計画を策定する。